

畜産物の表示(肉類(カットしたものや単に凍結させたものを含む)、食用鳥卵で殻付きのもの)

畜産物に必ず表示しなければならない事項は、名称と原産地です。

また、食肉には、業界ルールである「食肉の表示に関する公正競争規約」による表示事項もあります。



国産 豚ロース
100g 000円

◆食肉の表示

●対面販売のもの

- ① 食肉の種類・部位・用途
- ② 原産地

◆国産品は、**国産**と記載します。

ただし、**最も長い期間飼養した**都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができます。

※複数の産地で飼養された場合は、**最も飼養期間が長い場所を原産地**とします。

◆輸入品は、**原産国名**を記載します。

- ③ 量目及び販売価格(100g当たりの価格)
- ④ 冷凍及び解凍肉にあつてはその表示

●容器包装に入れたもの

- ① 食肉の種類・部位・用途
- ② 原産地
- ③ 冷凍及び解凍肉にあつてはその表示
- ④ 100g当たりの価格
- ⑤ 量目
- ⑥ 販売価格
- ⑦ 消費期限または賞味期限及び保存方法
- ⑧ 加工者の氏名または名称、加工(包装)所の所在地

国産				
牛モモ焼肉用		(解凍)		
	保存温度	4℃以下		
個体識別番号	0123456789			
消費期限	24.3.31	加工年月日	24.3.29	
	100g		価格(円)	
	あたり(円)	398		
	内容量(g)	75		298
加工者 ○○株式会社 ○○店 愛媛県○○郡○○町○-○				

※ _____ は公正競争規約による業界独自の表示項目

●「牛の個体識別番号」について

特定牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」により、**個体識別番号の表示**が義務づけられています。(詳しくは、中国四国農政局愛媛県拠点 TEL:089-932-1379にお問い合わせください。)

【ご存知ですか?】

上記に加え、生食用の牛肉(内臓除く)は、次の表示事項も必要です。

◆生食用牛肉(内臓除く)の表示

●飲食店など店舗で、容器包装に入れずに提供・販売する場合

店頭、メニューなど店舗の見やすい場所に、下記2点を表示する必要があります。

- ① 一般的に食肉の**生食は食中毒のリスク**があること
- ② 子供、高齢者、食中毒に対する抵抗力の弱い人は**食肉の生食を控えるべき**こと

●容器包装に入れて販売する場合

上記①・②に加え、容器包装の見やすい場所に下記3点を表示する必要があります。

- ③ **生食用**であること
- ④ とさつ、または解体が行われたと**畜場の所在地の都道府県名**(輸入品の場合は原産国名)、**と畜場の名称**(及びと畜場である旨)
- ⑤ 生食用食肉の加工基準に適合する方法で加工が行われた**施設の所在地の都道府県名**(輸入品の場合は原産国名)、**加工施設の名称**(及び加工施設である旨)